

ふるさと納税制度の概要

この制度は、納税者が「ふるさと」という地方公共団体に寄附をした場合、一定の額を上限に所得税と個人住民税から控除される制度のことです。

○寄附金控除について

・ 地方公共団体に対する寄附のうち、2,000円を超える部分が「控除対象額」となり、「その年分の所得税」と「翌年度分の個人住民税」から、一定の金額が軽減されます。

(1) 所得税にかかる部分…所得控除方式

① (寄附金－2,000円)が所得から控除された後、所得税率を掛けて算出した税額

② ①の算出税額に $0.021 \llcorner 2.1\%$ (※1)を掛けて算出した税額

※1 $0.021 \llcorner 2.1\%$ は \gg は、復興特別所得税率【平成25年1月1日施行】

①+②の合計額が控除されます。

(2) 個人住民税にかかる部分…税額控除方式

③ 基本控除

(寄附金－2,000円)×10%

④ 特例控除(翌年度の個人住民税所得割額の2割が限度)

(寄附金－2,000円)×[90%－所得税率×(1+0.021(※1))]

③+④の合計額が控除されます。

※ 寄附金控除の対象となる寄附金額は、所得税については、総所得金額の40%、個人住民税については、総所得金額の30%が上限となります。なお、控除の対象となる寄附には、「ふるさと納税」以外の寄附も含まれます。

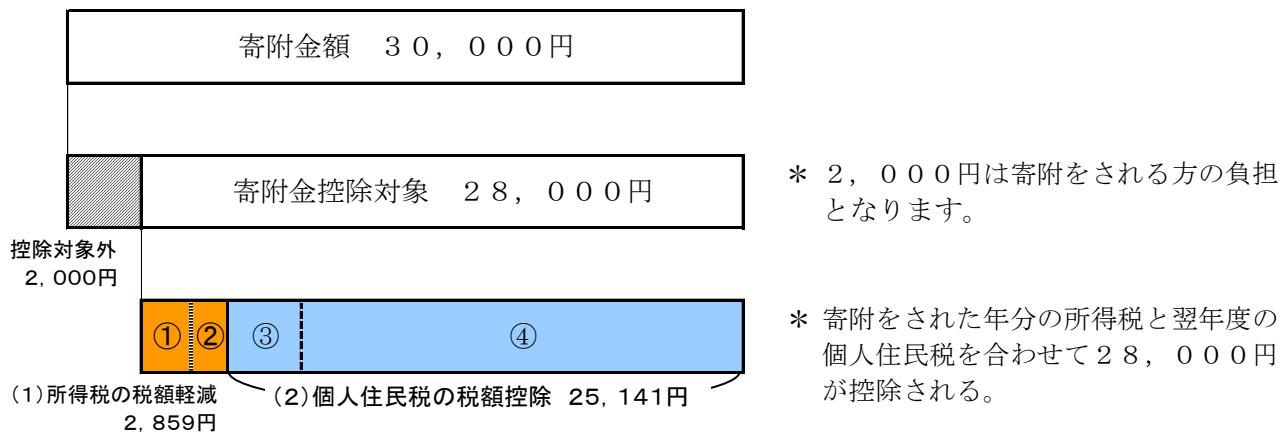
具体例

給与収入700万円で妻と子ども2人を扶養しているケース

(所得税の税率 10% 個人住民税所得割額 300,000円)

【ふるさと納税で30,000円を寄附した場合】

・ 所得税と個人住民税を合わせて28,000円が軽減され、最終的な自己負担額は2,000円になります。



(1) 所得税の税額軽減

① 28,000円×所得税率10%=2,800円

② 2,800円×復興特別所得税率2.1%=59円

①+②=2,859円

(2) 個人住民税の税額控除

③ 個人住民税の基本控除

28,000円×住民税率10%=2,800円

④ 個人住民税の特例控除

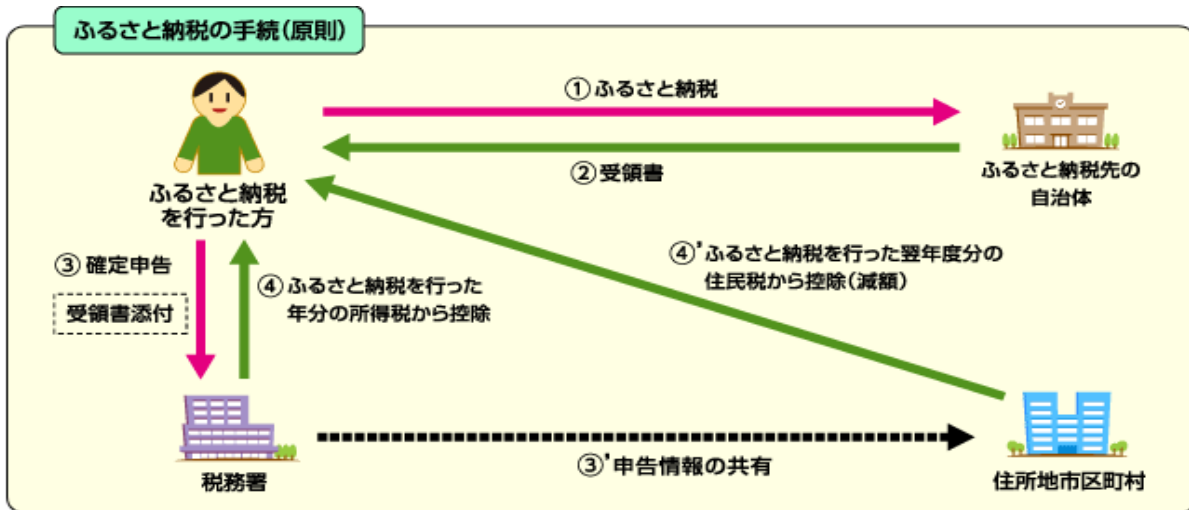
28,000円×(90%－所得税率10%×(1+0.021))=22,341円

[個人住民税所得割額の2割(300,000円×20%=60,000円)以下であるため、22,341円が控除される。]

③+④=25,141円

○寄附金控除を受けるためには

①確定申告により寄附金控除を受ける場合



②ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用により寄附金控除を受ける場合

